

厚生常任委員会

平成22年9月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎辻 善次	○小林 誠	宮崎 和彦
吉野 俊明	飯高 昭二	里川宜志子
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	清水 建也	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	佐藤 滋生	福 祉 課 参 事	清水 修一
同 課 長 補 佐	中原 潤	国 保 医 療 課 長	西 卷 昭 男
国 保 医 療 課 参 事	寺田 良信	同 課 長 補 佐	猪 川 恭 弘
環 境 対 策 課 長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	峯 川 敏 明
住 民 課 長	清水 昭雄	健 康 対 策 課 長	西 梶 浩 司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 宮崎委員、吉野委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員には、宮崎委員、吉野委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付議議案について、（1）議案第31号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 清水福祉課参事。

福祉課参事

それでは、議案第31号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

本議案につきましては、前委員会で説明させていただきました内容と変わりませんので、要旨と新旧対照表をもって説明させていただきます。それでは末尾の要旨をごらんください。

（ 要旨朗読 ）

戻っていただきまして、新旧対象表をご覧ください。3枚目でございます。

今年度改正された国の保育所徴収金基準額表では、現在7階層に分けておるところを、所得の高い層、旧の第7階層では所得税413,000円以上だったのが、新では、第7階層が413,000円以上から734,000円未満となり、更に1階層を加え、第8階層734,000円以上に改正されました。この改正に伴い、町も国に併せて階層区分を、現行の10階層から11階層を設ける改正をいたします。

今回の改正により実質的に影響が出るのは、所得税734,000円以上払っておられる方で、3歳未満の児童を預けている方のみでございます。

次のページの備考の1は、前ページの金額表中の年齢区分の取り扱いについての定義であります。入所月の初日の年齢ではなく、その年度初日における年齢を適用する改正であります。

そして、備考の2は基準額表の変更に伴い、第7階層という文言を第8階層という文言に変更する改正であります。

以上、簡単ではございますが、議案第31号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議たまわりまして、原案どおり議決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
里川委員。

里川委員 改めてお伺いしますが、今年の実績から見まして、この第8階層に当てはまるようなご家庭が斑鳩町にあるのかどうかという問題と、それから子ども手当の関係で、所得税のほうの関係も変わってくる中で、また、さらに条例改正が必要になってくるのかなというふうには思ってますけど、その辺のところは今のところ、国の動向はどういうふうになっているのでしょうか。

福祉課参事 平成21年度の実績というか階層で申し上げますと、その第8階層に該当される方は2名ございます。それと子ども手当等で税制改正ということのご質問でございますが、今のところまだ県からも国からも情報はございません。

里川委員 それでですね、もうひとつの部分で、入所月の初日の年齢ではなくて、年度の初日の年齢、私たちからするとそれって、普通、当たり前のことやったんかなと、保育所ではそうなってなかったんという印象があったんですけどもね。じゃあ今までですね、例えば7月、8月に3歳にならした方が9月に途中で入所するとなった時にね、クラスはどこのクラスに入ることになるんですか。

福祉課参事 7月、8月に3歳になったと、そして9月に入所されたという方ですね、その方はクラスは2歳児ということでございます。

里川委員 じゃあ今までは2歳児のクラスに入っておりながら、9月に入所されたら3歳児として保育料を徴収していた。だけれどもこれからはクラスに合わせて、2歳児のクラスに入っておられたら、入っていただくとなったら未満児さんの保育料を徴収という形になるということですね。その点についてはわかりやすく、幼稚園なんかでも3歳になってから年少で幼稚園に入園するという形ですので、これ、幼保一元化の中での整理をしてるのかなという印象を受けたんですけどもね。そういうことから言えば定数の問題なんですけれども、幼稚園だったら3歳、4歳、5歳、年少、年中、年長ってありますけれども、保育所は、そういう保育所指針なんかでも、だいぶ意識して幼児教育の幼稚園要領に割合沿ったような形に変更されてますよね、今。そんな中であって3歳児さんっていうのは幼稚園であたる年少さんですよ、ここが定数とかなんかで分けてるのか、先生のつき方、こないだ聞きましたよね、1歳児が県の基準が6対1に下がって、今まで5対1やったのが6対1に下がって斑鳩町でもそのとおりにやっていると。私それやったらその数で定数に合わせて先生配置したら逆転して2歳児のほうが先生がひとり当たり持つ子どもの数が少なくて、1歳児が1人当たり持つ数が多くなったりとかいう現状も見受けられますね、という話もこないだしてたんなんですけども。そんな中でそういう定数みたいなものが3歳児、4歳児、5歳児っていうのはどんなふうになってますか、先生との関係とか、クラスの定数とか。

福祉課参事 まず定数でございますが、前回も申しましたように、国の基準で各年齢に

事

よって保育する数が決まっていると。例えば3歳児でしたら20対1、4歳児で30対1、5歳児だったら30対1というふうな定数が決まっております。今、現実的に斑鳩町の保育園では、例えばたつた保育園でしたら、3歳児が今29名現在はおります。その中で保育士2名、4歳児22名おります。これは30対1ですけども、斑鳩町は3歳以上は複数担任という形で2名ずつ配置している中では、国の基準よりは保育士の数が十分に置いているという実態でございます。

里川委員

それでですね、多分そういうことだろうと思うんですが、幼稚園の場合でも定数は3歳児になりましたら定員のほう少なくなってますし、けれど保育料に関しては3歳でも4歳でも5歳でも幼稚園の場合是一緒なんですね、それは町立であっても私立であっても、幼稚園の保育料というのは3年の幅の中で同じ保育料になってますけれども、保育所の場合は3歳児については保育料が、この別表で見てますと、少し高いんですよ。その辺の流れっていつのかな、だいたいそういうふうに条例を見直ししていく中では、その辺はどちらかというとは是正されるべきなのかなと思っていたんですけども、今回は入所月の関係だけの是正できてるんですけども。この別表の3歳児っていうのは、特に今のところ県なんかの指導や通知の中では、特にこれについては何ら触れられてはいませんか。

福祉課参事

全然触れられてはおりません。

里川委員

今後その点については、私は幼保一元化っていうのは決して賛成している人間ではございませんが、奈良県でも過疎になってきて保育所や幼稚園の運営が、子どもの数が少なくなってきたことところについては一体化して経営を成り立つようにやっていこうということで、奈良県下でもそういうところは実際あります。でも逆に、斑鳩町は幼稚園も保育園も結構子どもさんが多くて、保育園なんかは広域入所が80前後、前年度80超えてましたし、80前後も広域入所をお願いしているような状況がある中では、まだまだ子どもさんをお預かりする幼稚園でも多いですし、保育園も多いという中では、幼保一元化には向かうというふうには想定は私はしておりませんし、また斑鳩

町としてはしてほしくないと思っておりますけれども、同じ子どもを預けるにあたってはそこら辺の考え方、保育料の設定のしかたや考え方については、一定整備されるべき問題ではないかなというふうには考えているところですので、また、何かの際にそういう会議などがございましたら、こういう意見もあるということで、また声をあげていただきたいと思います。

それと併せましてちょっとこの際ですのでお尋ねしたいんですけれども、保育料の減免に関わりましてね、第2子の場合は2分の1軽減、第3子の場合は全額軽減をするという措置を今現状行っているわけなんですけども、その対象者数っていうんですか、全体の中で第2子となって半額の減免をしている、それから全額免除ということをしている現状ですね、それについてお聞かせをいただけたらと思います。

委員長 すぐわかりますか。 清水福祉課参事。

福祉課参事 すいません。ちょっと調べさせてもらって後で答弁させていただきます。

里川委員 そしたらそれで結構です。また、対象者数がどの程度になっているのかという現状を見る中で、また今後の保育所運営につきましても、いろいろ私たちも検証をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長 他に質疑等ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第31号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第32号、斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

面巻国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第32号、斑鳩町子ども医療費助成の一部を改正する条例につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

本議案につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました内容と相違がございません。末尾の要旨等をもって説明とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(要旨朗読)

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第2条の「助成要件」についてでございます。市町村が単独で、対象を拡大している医療費について、自動償還の手続きにのせるため、新たな資格証が発行されます。このため、県基準・町単独とに区分するため、それぞれの「助成要件」につきまして、定義してまいります。県基準となる就学前の子どもにつきましては、「乳幼児」と定義し、町が対象を拡大している子どもにつきましては、「本条例で規定する子どものうち、県基準となる乳幼児以外の子ども」と規定し、「就学児」として規定してまいります。

次に、第4条の「証明書の交付等」についてであります。これにつきましても、新たな資格証が発行されますことから、その証明書の交付対象を「乳幼児」から「乳幼児又は就学児」と改めてまいります。

なお、この改正規定につきましては、平成23年1月1日から施行し、平成23年1月診療分から適用してまいります。

以上、簡単ではございますが、議案第32号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につきましてご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
里川委員。

里川委員 これはね、私たちも望んでおったことなんで、以前から担当のほうへ行きまして、どないかでけへんかということの中で、奈良市がこういう動向があつて奈良市が動くことに併せて県下の中でもこういう状況ができるようになってきたという結果につきましては、私も知っているんですけども。この中でちょっと気になったのが証明書の問題なんですけども、資格証明書ですね、その乳幼児と子どもっていう定義の中で、その証明書っていうのは斑鳩町で発行する証明書は、小さい子どもさんたち、中学生まで、今、課長が乳幼児または子ども医療証という言い方をされたんですけども、その医療証というのは2種類あるという意味なんですか。それともひとつの医療証で全対象者に配ると、同じ物を全対象者に配るというものなのか、ちょっとそれがわからなかったもので、教えていただきたいと思います。

国保医療課長 2種類発行させていただきます。今現在お持ちの県の助成制度になっております部分につきましては、これまでどおりの証明書、資格証をそのまま使ってくださいことができます。また、新たに拡大する部分につきましては、今後、ご議決いただいたならば、その手続きをして、新たに子ども医療証として発行してまいる手続きをしているところでございます。以上です。

里川委員 拡大につきましては、この22年度からスタートしているものですから、この制度の変更ということにつきましては、また十分に利用される方たちに周知をしていただかんとあかんと思います。制度スタートの時とやり方変わるということについての周知ですね、これは十分にしていきたいと思うんですけども。それとともに、ひとつだけちょっと私気になってることが

あるんですけども。出生した日からこの乳幼児医療の適用が受けれるというふうには思っているんですけども、国民健康保険の場合ですね、出生届を斑鳩町に出しに来られたら、その時にすぐに国保の場合でしたら、保険証とそしてこの乳幼児医療証というのは、同時にすぐに発行できるような状況になっているんでしょうか。

国保医療課長　こちらのほうは、出生届を持ってきていただいたら、持ってきていただいた時点で、こちらの方に回っていただけるようになっておりますので、その時点で保険証等はお渡しさせていただいているところでございます。医療証につきましても、その時点で国保の加入がわかりますので、その時点で出させていただきますところでございます。

里川委員　国保の場合は町が保険者ですので、スムーズにこういうふうに行って出生届を出して、そのまま出してもらえるとということでは、また窓口でいろいろ話もできるということではいいんですけども。子どもさん生まれた時に病気があったり、血液の関係で言うと黄疸がひどいとかそういうケースって結構あるんですよ。そしたら子どもだけが入院をしてお母さんだけが帰るとかいう時に、社保の場合でしたらね、なかなか保険証がなかったら医療証も出されへんと、保険証の手続きするのに、結構、社保の場合それぞれの機関によってあるんですけどもね、そういう場合でもとりあえず出生した日からそういう対象になるということ、安心して若いお母さん方やお父さんに、安心していただけたらうにね、きちっと周知していただいて、そういう自動償還かって、たぶん社保の場合だったら、時間何ヶ月も先になってしまうのかもわからないですけどもね。だけど制度そのものがそういうものだということも併せてね、きちっと周知をしていただいて安心していただけたらうに、この制度改正に伴って、もう一度親切な広報をしていただけたらうに思います。

委員長　他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第32号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第34号、ハイブリッド塵芥収集車(ロータリープレス車)購入についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

栗本環境対策課長。

環境対策 課長 それでは、付議議案の(3) 議案第34号 ハイブリッド塵芥収集車(ロータリープレス車)購入につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

本件につきましては、去る8月17日に開催されました当委員会におきまして、すでにご説明を申し上げておりますが、議案書2枚目の説明書に基づきまして、改めましてご説明させていただきます。

衛生処理場におきまして、可燃ごみ収集に使用いたします塵芥収集車でございますロータリープレス車、通称ロータリー車の購入に伴いまして、予定価格が700万円を超えますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条及び地方自治法第96条第1項第8号の規定にもとづきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

今回、可燃ごみ収集の効率化を図るため、ロータリー車を購入をさせていただくにあたり、地球環境への負荷低減を図るため、電気モーターとディーゼルエンジンで走行できるハイブリッド塵芥収集車を購入するものであります。契約の方法につきましては、地方自治法施行令第167条に基づきま

す指名競争入札によることといたしまして、去る7月30日に入札を執行いたしました。入札予定価格に達せず、不落となったところであります。

その後、最低入札価格業者と交渉いたしました結果、町の予定価格以下の金額で合意に達しましたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定にもとづきまして、随意契約とさせていただきます。

なお、契約業者は、三菱ふそうトラック・バス株式会社 近畿ふそう奈良支店長 坂井勝男で、契約金額につきましては7,801,500円であります。去る8月2日に仮契約を締結し、本議会におきまして、ご承認をいただきましたならば、本契約を締結したいと考えておりますので、何とぞ温かいご理解をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、議案第34号ハイブリッド塵芥収集車（ロータリープレス車）購入についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
里川委員。

里川委員 私いろんな入札やった時に、不落随契っていうのがいつも引っかかりながら、これはどう判断したらいいのかなと考えるところなんですけれども。まず、不落随契となってしまうのが予定価格っていうのはどんなふうに出しているのか、そして不落になったけれども、随契できたのは課長の説明では、最低の金額を入れた業者と話し合いをして合意ができた、その合意ができたポイントは何だったのか。入札の時に向こうが入れてきている金額より下げてきたわけですね、そのポイントですね。なぜそこを下げる事ができたのかというところが、やっぱりきちっと明確になってなかったらあかんかなと思います。その辺もう少しきちっと聞かせていただけたらというふうに思うんですが。

環境対策課長 まず予定価格につきましては、各社から参考に見積りを徴取いたしまして、その価格を参考に設定をさせていただいております。また不落随契となりましたポイントでございますけれども、いろいろ業者と協議をさせていただいて、企業努力によって町の予定価格以下で合意したというところがポイント

トではなかろうかというふうに考えております。

里川委員 どうもね、見積り各社から取って、それを参考に予定価格を設定してるのに、その予定価格どおりうまいこといかへん。せやけど、話し合いしたら企業努力によって随契できるという流れがね、ちょっと私よくわからないんですけれども。それじゃ予定価格の設定の仕方に問題はないのかということですね。それとこの企業努力ですけれども、企業努力ってどういうところで値下げっていできるのかというのが私よく分からないんですけれども、特にこういう特殊な車ですのでね。どういう部分で値引きっていうことができるのかはよく分からないんですけれども。結局最終いくらこの会社は安く契約をするということで納得をしてくれたのか、予定価格は見積りで言うと、見積り取って設定する時に、不落になるのは、各社からの見積り取っていて不落になるのはなんか問題ないのかなとちょっと心配になるんですけれども。

副町長 まず、予定価格を設定する場合でございます。この物品購入の場合がございます。物品購入とかいろんな設計の場合、委託工事ございますわね、この場合は事前に数社から見積りを徴収いたします。その中で予定価格を設定する時には見積り徴収やって一番低い所でございます。そこから値引きして予定価格設定するわけですね、町の方といたしましては。そうでないと、より安い価格で契約できませんので、どうしても見積りより安い金額設定いたします。ですから往々にしてこのように不落というのか、どうしても落ちない場合がございます。それはこの前も代表監査委員さんも言われておるんですけれども、町の予定価格はそのようにして安くやっていって、そして最終的に安く契約できれば、それは不落随契の結果として町に対して非常に効果は上げているわけですので、ある意味、適正な予定価格であるとは考えております。

里川委員 その、今の副町長の説明でね、代表監査委員さんの意見ももちろんよく分かります。不落随契という考え方もいい部分もあるんかなというふうには思うものの、そうやってきた時に、前もありましたけれども、生き生きプラザの問題とか、建物とかでもね、どっかで不落随契になった時に、どっかで問題でてこないのだろうか、値引きしたものがどうなるんやろかという心配にも

つながってきますけど。これ特殊な車なんで、私たちも中身についてはもうひとつ車ってどんなんかっていうのがよく分からないんで、普通の乗用車とは違いますんでね。そのへんのところをきちっと押さえて聞いておきたいなと思いましたので、今後もこういう予定価格の設定の仕方、不落随契ということはあるという事で想定しておきたいと思えますけれども。それとですね、決算の時に、補助金の問題が出ていたかと思うんですが、その時に出てたのがなんでかよく分かりませんが、今、これ議案で出てきていますのでね、この際ですのでね、当委員会としてもそういうふうな補助金の問題っていうのがございましたので、きちっとお尋ねをしておきたいというふうに思いますが、斑鳩町がこの車を購入するにあたって、補助金っていうものがあるのか、そしてそれはどういう補助金なのか、いくらあるのかということについて、この委員会で明らかにしておいてほしいと思います。

住民生活
部長

私、この前、議会のほうで答弁をさせていただきましたので、私のほうからさせていただきたいと思えます。補助金につきましては低公害車購入に伴います補助金がございます。通常の車輜との差額2分の1の補助となっておりますけれども、これは国のほうで基準額が定められておりまして、徴収した見積りの差額と、国のほうで定められました基準額の低い方を採用されるということであります。今回のケースに当てはめてまいりますと、国の基準額が83万5千円の2分の1となっておりますので、41万7千円の補助額になる予定であります。なお、比較する、町が徴収した見積りの差額は135万円ということで、国の基準のほうが高いからその2分の1の41万7千円となります。これにつきましては、まだ申請をしておらず、議会の議決をいただきまして、契約が成立しました段階で申請するということになりますので、ちょっと説明の段では申し上げておりませんでしたけれども、そういう理由で説明が抜けていたことはちょっとお詫びを申し上げたいと思えます。以上です。

里川委員

やっぱり国が補助金出すといたらその補助金の設定もね、実際と合っていないという場合がありますので、これまでの流れですけどね、こんなことよくあることですけども、実際は135万やけど、国の基準が83万5千円と。

非常に町としてはつらい状況がこれだけに限らず、いろんなところでこういう状況があるっていうことは、私も常々感じておりますけども。実際議会の方で議決が終わりましたら、この補助の申請のほうを行っていただけたらそれで結構だと思っております。

委員長 他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員 ちょっと確認しておきたいんですけども、今、補助金の問題で、これについては平成21年4月から今年の9月末ということになっております。しかしながら予算がなくなり次第終了するということで、国のほうもそういう形でいっておりますので、まだ申請されていないということでもありますので、申請された後に補助金が、予算がなくなったということはないんでしょうね。ちょっと確認をしておきたいと思います。

環境対策課長 国のほうには仮の申請ということで、内々示を受けております。本契約が締結いたしました後、正式に申請をいたしますので、内々示はもういただいているということで、ご理解をいただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第34号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)陳情第6号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求

める要請書についてを議題といたします。この陳情書については、皆さんすでに目を通していただいているとは思いますが、まず、事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

内容につきましては、2枚目に要旨を添付しております。朗読につきましては省略をさせていただきますけれども、下記にもございますように、頸がん予防ワクチンを無料で接種できるよう公費助成を行うこと、2つ目としまして国に向けて子宮頸がん予防ワクチン接種に助成を行うよう要望すること、以上2点につきまして、要請をされたものでございます。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、皆さんのご意見をお聞きをしたいと思いますが、助成をされている市町村の全国の状況を健康対策課のほうで資料としてまとめていただいたものを提出をしていただきましたので、あわせてご参照いただければと思います。

なお、この陳情第6号につきましては、国への助成要望を行うことと、無料接種、すなわち全額公費助成を要望されております。一般質問の答弁では、新年度からの一部助成実施に向けて前向きに取り組みたいとのことでした。これらの点も踏まえていただきまして、ご意見をいただければと思います。それでは、委員みなさんに、ご意見をお聞きしたいと思います。

里川委員。

里川委員

今年度、年度途中ではありますけれども、生駒郡内でも実施をされるという状況があると思うんですけども、その状況についてご説明をお願いできますでしょうか。

健康対策
課長

生駒郡内におきましては、三郷町が今年度10月から、中学1年生から3年生を対象に全額助成を実施する予定と聞いております。また、平群町にお

きましては同じく10月から中学3年生を対象に半額助成を実施する予定と聞いております。生駒郡内では以上でございます。

里川委員 これ1回打つのにだいたいいくらかかるというふうに想定されていて、何回打たなあかんのでしたのでしょうかね。

健康対策 1回のワクチン接種につきましては約1万5千円、接種開始から半年間の間に3回接種するというようになっております。

里川委員 3回接種せなあかんということはトータルで4万5千円ですか、4万5千円で半額っていったら、それでも金額的には大きいですよ。余裕があればできますけども、なかなか子どもさんが何人かいらっしやって毎年こういうのが続くなるとちょっと厳しい状況もありますので、私としては三郷町のように全額補助をするという形がいいというふうには思います。家庭の事情で接種できないというような、お金がないから接種ができないというような子どもさんを出さないように、接種希望があれば打っていただけるようにする形っていうのを望みたいというふうに考えております。接種するか、しないかは本人の意思、ご家族の意思だと思いますのでね、それはいいんですけども。したいけども結構お金がかかって半額助成してもらっても厳しいのでよう受けんというような状況にならないようにしていただけたらというふうに思います。対象年齢につきましてもね、あまり年齢を広げますと、初年度いっぺんにたくさん来られましたら、非常に金額的にも厳しいものもあるのかなというふうに考えます。平群さんなんかは中3だけにされているのかなというふうに感じますけども。できることならば中学生を対象にやりましようというスタンスでやっておられる全国的な自治体のデータ見ましてもね、多いというふうに思いますので、一番わかりやすい、子どもさんやご家庭でわかりやすいのかなと。中学生になったらこれを受けるというやり方っていうのが、非常に実施する側もしてもら側もわかりやすいのかなと思いますので、私としてはそういうふうな中学生に対して全額補助での実施っていうものを、斑鳩町が決断をしていただけたらというふうには思っております。ただ、公費助成がね、来年度で3分の1ですか、この点については

陳情者も国に向けてっていうふうな要望もあげておられますけども、やっぱり任意接種ではなくて定期接種といった扱いを私としてはしてもらえたらなど、国のほうでね、定期接種となればなおいいかなとは思っておりますが。ただ、予防接種も全部、今この子宮頸がんは3分の1補助ですけどね、今までやったらすべての定期接種の予防接種なども、なんぼの補助があるとか、何分の1とから、だいたいそういう決まりがあったんですけども、一般財源化されて交付税算入になってきたら、今ではいったいいくら補助もらっているかわからないような状況があるのかなというふうには思っているんですけども、でもどうでしょうか、定期接種となることについて町的意思としては定期接種となってもらったほうがいいのか、私たちは定期接種になってきちっとこれをやりましょうというふうになったほうがいいというふうには思っているんですけども、町としてはどうでしょうか、そういう定期接種の取扱いについて、町村会など要望っていうのか、そういうものを出していくというような意向っていうのはあるのかどうか、そのへんについてお尋ねをしておきたいなというふうに思いますが。

町 長

とりあえずやっぱり今は子宮頸がんワクチン等については、国に対してです、ね、全国産婦人科学会、あるいは署名等集められてですね、国のほうも一応150億という、厚生労働省は3分の1ということでございますから。われわれにしては一番問題なのは、こういう大きな問題をできるだけやっぱり中学1年から中学3年の方にもやっぱりしていただくということで、ずっとわれわれは職員共々研究をしながらですね、いろいろと議会で一般質問でもございましたけどもね、そういう来年度に向けて、そういうことについては全額補助していきたいということで取り組んでますから。国が3分の1になればそれはありがたい話ですし、またあるいはそういう点についても今後ともこういう機運は高まっていくだろうし、もう今すでにですね、全国的にそういう動きがございますし。できるだけやっぱりこういう関係等についてはやっぱりかなりの死亡者が若い子におられるわけですから、そういうことを考えますと、少ない中の、少子化の中です、ね、できるだけやっぱり守っていくというのはわれわれの使命でございますから、町村会があげるとかあげないとかいうよりも、今まさに全国的な動きでございますから、とにかく

国のほうも恐らく対応は十分されると思っておりますし、われわれとしては、町としてはできるだけ来年度からは無料で、全額補助していきたいという気持ちでございます。

里川委員 町長のお考えを聞かせていただきました。来年度からは全額補助という形で受けていただけるようにしたいというようなご答弁をいただきましたので少し安心をさせていただきましたけれども、あとですね、この要望に対しましては、そういう意味では町長のほうから1番目についてはそういう答弁をいただいておりますけれども、2つ目としましては、先ほど私申し上げましたように、定期接種というのか、国としてはきちっと制度の中で、この子宮頸がんの予防接種についても位置づけるということ、今後要望はしていきたいなというふうに思っているところです。以上です。

委員長 他にご意見ございませんか。 飯高委員。

飯高委員 これにつきましては、先の一般質問で子宮頸がんの公費助成と、また一方では学校現場における、がん教育ですね、これが大事になってくるとは思うんですけども。国においては先ほど話にありましたように、予算特別枠として150億円を盛り込まれておるということで、詳細についてはまだ明らかになっていない、3分の1ということでも言われておるんですけども。また、国においての子宮頸がん予防対策強化事業となっておりますので、この目的について、その内容についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

健康対策課長 厚生労働省の案といたしましては、この子宮頸がん予防ワクチンにかかる目的、事業内容の目的といたしまして、子宮頸がん予防ワクチンについて、がん検診とセットで効果的、効率的に実施されるよう、ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報を収集、分析するため、市町村が実施する事業等に要する経費の一部を支援するという事業の目的となっております。

飯高委員 その目的に沿ってですね、町にお願いしたいんですけども、特に今言われた中におきまして、がん検診というのは、以前にも乳がん検診がクーポン券、

これについては町にあっては100%助成していただいているということで、セットで効果的であると。また一方では教育のあり方ということが問題になってきますので、これは女性、保護者に対しての周知ですか、徹底していただくというのは一定の答弁をいただいています。また、低年齢化されているということで、一般的に対象者が11歳から14歳、小学校6年から中学校3年かなとは思いますが、そういった子ども達に対しても、やはり接種を受ける際における知識ということですか、ちょっと難しいとは思いますが、ただ、これはやはり接種の向上ということに対しましても、やっぱり周知していくうえにおいても大事になってくるとは思います。今、町長から全額補助ということで、意向を示していただいたわけですがけれども、国、また町の負担、しかし、県はどうなっているのかということのをちょっとお伺いしたいと思います。ちょっと状況についてお伺いいたします。

健康対策
課長 現在、先ほどからおっしゃったように国は3分の1ということは決まっておりますけれども、県としてはまだ明らかになっていないところでございます。

飯高委員 国、県、また町の負担ということで、県が補助をしてくれるのであれば、また町の負担が減りましてですね、なお拡大されていくのかなとは思いますが。これにつきましてもやはり今の現状、がんが多く発生しているということに対しましてですね、やはり先ほども金額的なこともございましたから、やはり全面補助ということで、これに対しまして、私は当然採択する方向でお願いしたいと思います。それと、やはり今後、周知徹底ということで、一般質問でも子ども達にどういった形で、これを教えていくのかということに対しましては、やはり先ほども言いましたように難しい。ただ、現実的には今見ましたらNPO法人で、そういった子ども達に対して分かりやすく丁寧に細かく説明をされているということがありますのでね、そういったことをまた研究していただいて、まずはこの公費助成と、またがん教育について、セットでね、お願いしたいと要望しておきます。以上です。

町長 やっぱり一番大きな問題は、町の医師会の先生方がどういう動向でされる

か。やっぱり産婦人科の先生も斑鳩町におられますから、そういう点についてもそういう説明をですね、中学生の方々にされるのか、親にされるのか、そういうことも踏まえて、やっぱり安全で安心のワクチンというのか、そういうことが町の医師会の先生方、私はやっぱりそういう点については、町の医師会の先生方がそういうことを十分把握していただいて、そしてわれわれが説明を申し上げて、そして快く受けていただいてですね、やっぱりやっていかなかったらなかなかそうは進まない。新型インフルエンザでもワクチンは全部買われましたけども、余ったやつは結局自分でお金を払ってはりますから、国も何もしませんし、われわれとしても、町としても負担もできませんし、そういうこともございますからですね。やっぱり、十分そういう点については、ただ、決まったからやりますよというのではなしに、やっぱり町医師会と町行政とがうまく結んでいくように、これからそういうふうをお願いをしていきたいと思います。

委員長 他の委員さん。 吉野委員。

吉野委員 各新聞、マスコミすべてワクチンの接種と、それから、がん検診でほぼ根絶できると、こういうふうに言っております。ですから、合理的な後押しで、若い命が100%守れるような策を最優先の課題にしてもらいたいと、こういうようなマスコミの論調、すべてそうなっております。また、先ほど町長の力強いあれもありましたので、私も要請書には大賛成いたします。

委員長 他の委員さん。 小林委員。

小林委員 この要請書につきましては、町長のほうも全額無料でということで、今、答弁されましたし、そうなりますと、この2つの要望の内ひとつはクリアしているわけでありまして、そして今、他の委員さんからのご意見もありましたようにですね、やはり全額補助は、公費負担は国のほうでしていただきたいですけども、やはり国のほうは今の姿勢ではね、3分の1ということですので、やはり改めて国のほうにもっと努力していただけるような要望書を提出することがいいのかなと。それともうひとつやはり県のほうに対しても、

国と県に対して今回は意見書を提出するという事でいいのかなというふうに考えております。この要請書に対してはそれなりの満足していただけるご回答ができるのではないのかなというふうに考えております。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 私も今ずっと考えていたんですけども、小林委員がだいたい言っていたんで、私もその方向で結構だと思います。

委員長 だいたい意見が揃ったようですので、意見書ということもありますので、取りまとめるために暫時休憩させていただきます。

(午前 9時58分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長 再開します。10時40分まで休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時40分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

本陳情については、委員皆さんのご意見をお聞きする中では、採択するといったことであります。よって、本陳情書については、当委員会として、採択すべきものとして決することに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 よって、陳情第6号については、当委員会として採択すべきものと決しました。

ただいまの採択により、意見の中では、国及び県に対し意見書を提出しなければなりません。意見書の作成につきましてはとりまとめをさせていた

いただきましたので、一読をお願いいたします。

この意見書に対しては、特にご意見はございませんか。

(な し)

委員長 よって、当委員会の発議をもって、県及び国に対して本意見書を提出いたします。

次に、先ほど、保育料の減免の数値について、清水福祉課参事。

福祉課参事 先ほど、里川委員のご質問で、保育料の半額の対象者は何人か、そしてまた、3人目以降の全額は何人かというご質問でございますが、今、町立そして広域入所含めて369人入所しております。その中で、半額が58名、そして全額は4名でございます。

委員長 よろしいですか。

それでは次に、2. 継続審査について、(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

委員長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、8月の委員会以後の取り組み状況につきまして、まず、2点ご報告させていただきます。

1点目は、事業系ごみ対策であります。前回の委員会では、8月16日現在で当町の処理施設に搬入の登録をされました事業所は140事業所とご報告を申し上げておりましたが、その後も搬入申請がされ、9月10日現在で、登録件数は、158事業所となっているところであります。

飲食店など毎日、廃棄物が発生する店舗で、当町の処理施設に搬入される排出事業所は登録が完了しているものと考えておりますが、建設業者や中古車販売店、事務所など、月1回程度の搬入や不定期に搬入される事業所は、最初に搬入される直前に登録申請され、指定袋を購入されることから、現在でも登録の件数は増加しているところであります。

次に、事業用指定袋の販売状況であります。9月10日現在で45リットル相当袋につきましては、22,540枚、30リットル相当袋につきましては、1,190枚販売しており、処理手数料に換算いたしますと、3,725,400円となっているところであります。

次に、8月の事業系ごみの搬入状況についてであります。指定袋制に変更いたしました8月の搬入量は、約81tであり、平成21年同時期の搬入量と比較いたしますと23.6%、量にいたしまして約25t減少しているところであります。

理由といたしましては、飲料自動販売機設置業者が町内にあるわけですが、指定袋制への変更を機に、紙コップのリサイクル化に移行したと聞いておりまして、8月以降、その業者の搬入がございません。また、工場1ヶ所につきましても、8月以降、すべて産業廃棄物として処理するとの報告を受けておりまして、8月以降、その工場からの搬入がございません。

そういったことから、8月は搬入量が減少しておりますが、この排出量につきましては、今後、そのように推移していくのかを注視していく必要があると考えているところであります。

事業系ごみ対策につきましては、8月以降、大きなトラブルもなく、順調に進んでおりますが、3月定例会で条例改正のご議決をいただきましてから、町内全事業所には、3月30日付で、ポスティングによりまして、「事業系一般廃棄物の搬入方法変更について」といったお知らせをしたものの、以後につきましては、搬入登録申請のありました事業所に対しまして、袋の販売方法等の周知をはじめ啓発に努めてきたところであります。

現在、町内には700近い事業所がございまして、万一、まだ搬入登録をされていない事業所のなかで、指定袋制に変更した趣旨、あるいは処理手数料の後納制から前納制に変更した理由等々を十分、ご理解いただけていない事業所、また、登録申請はされておりますものの、当該事業の趣旨を十分把握いただけていない事業所が仮にあったとすれば、今後の事業系ごみ対策の妨げとなる可能性もございまして、また、町内全事業所に周知をいたしましてから半年近くが経過していることでもございまして、前回、ポスティングいたしました内容とほぼ重複する内容ではございまして、事業系ごみ減量化の啓発チラシを9月7日から10日の3日間で、再度、ポスティングによりまし

て、町内全事業所に周知させていただきまして、改めまして本事業の趣旨等の浸透に努めたところであります。

今後も、指定袋を購入にこられた際や毎年の登録申請時などに、本事業実施の趣旨や減量化への必要性などを繰り返し説明し、事業系ごみの減量化・資源化の推進に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に２点目、１０月１日より実施いたします家庭の木くず・草類の分別収集であります。去る９月１日より、木くず・草類の指定袋を公共施設、あるいは町内のスーパーなど、販売協力店で販売を開始しておりまして、９月１０日現在で３，５９０枚販売されているところであります。

また、住民の方々への周知につきましては、８月号広報紙でのご案内のほか、改訂版「斑鳩町のごみの出し方・分け方」冊子を去る９月１日から３日までの間で各ご家庭にポスティングし、周知したところであります。

なお、明日９月１５日から３日間の予定で、１０月より木くず・草類の分別収集開始に伴いまして、平成２２年度後半のごみ・資源物収集日一覧表を配布することとしておりまして、その際にも、あわせて再度、木くず・草類の分け方・出し方のお知らせもポスティングする予定にしております。周知の徹底を図ることとしております。

なお、前回の委員会以後、住民の方からちよいだいたしましたご意見といたしましては、収集回数が少なく、集積場所が一杯になるのではないかとといったご意見をいただいております。木くず・草類につきましては、一度に大量に発生する場合は、処理施設に持込むことを原則としていること。また、ステーション収集を利用される場合でも、木くず・草類は、生ごみとは違い、臭気などもすぐには発生することはないと、一定期間保管が可能であるとのことから、隔週での収集とさせていただいた旨の説明をし、ご協力をお願いしたところであります。

町といたしましては、これまで、週２回の可燃ごみ収集の際に、大量の木くず・草類がごみ集積場所に排出されていたということはなく、木くず・草類の分別収集実施によりまして、ごみ集積場所が一杯になることは想定をしておりますが、今後、剪定は専門の業者に依頼され、後の処理は指定袋に入れて、ごみ集積場所に排出されるといった方が多数現れた場合には、ごみ集積場所が一杯になることも想定できますので、収集開始後のごみ集積場

所の状況などを確認しながら、対策を講じてまいりたいと考えているところ
であります。

以上が、前回の委員会以後の取り組み状況であります。

次に、今後の事業の予定であります。昨年11月の当委員会で、委員会の
総意として、要望のございました紙おむつ専用袋の作成、無料支給の件で
ございます。現在、細部にわたり事業計画の作成を行っている段階でありま
すが、方向性としたしましては、平成23年4月より、町が決めました一定
の条件を満たされた対象者に対しまして、一定枚数の紙おむつ専用袋を無料
で配布し、紙おむつを排出するための可燃ごみ袋購入に対しまして負担軽減を
図り、子育てや介護に対しましての支援の充実を図ってまいりたいと考えて
いるところであります。

この事業で最も心配されますのは、紙おむつ専用袋に紙おむつ以外のもの
を収納して排出されることであり、この問題を克服できなければ、特に、今
回、配布対象とならない住民の方々のこれまでのごみ処理に対しまして協力体
制が崩れる恐れがある点でありました。このことから、これまで先進地であ
ります滋賀県長浜市の担当者にもお話を聞き、また種々検討した結果、紙お
むつ専用袋に通し番号を付すことで、ある程度、問題が克服でき、また、費
用をかけない方法で袋に通し番号を付すことができると判断したことから、
今回、事業として取り組むこととしたところであります。

なお、平成23年4月から紙おむつ専用袋で排出をしていただけますよう
に、12月議会で条例の一部改正（案）と紙おむつ専用袋作成費の補正予算
を上程させていただき予定にしておりまして、次回の委員会で詳しい事業計
画等をあわせてご説明させていただき予定にしておりますので、よろしくお
願い申し上げまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化
の推進に関することについての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 昨年、私が委員長をさせていただいているときに申し入れをしました紙お
むつのごみ袋につきまして、担当課におかれましては、非常に前向きに検討

していただき、そして町長にも決断をしていただきまして、そういう方向で進めていただいているということにつきましては、大変評価をさせていただきたいというふうに思っております。

1点だけ、今の説明の中で気になっているところについて質問をさせていただきたいと思いますが、決算の時でたのか、どこで出たのか、事業系ごみのごみ袋の点につきましてですが、可燃ごみとかも、有料になった当初、ごみ袋の形態が悪いということで、形態を改善をして、マチをつけたり、強度を強くしたりとか、そういうことを委員会の中で申し上げて改善をしてきていただいたという経過があったんですね。そういう経過を踏まえて、事業系のごみ袋のほうも作成をしていただいているというふうに私は思っていたんですが、他の議員さんより非常に袋が弱いというお話がありました。袋の形態、私も事業用のごみ袋を知らなかったのでお尋ねしますと、当初の家庭用ごみ袋の当初のような真四角の、そういう袋だと聞いているんですけども。それで間違いないんですか。真四角の袋で、結ぶのも四角の端っこで結んで出すという状況になっているんですか。それと、なぜ、これまで家庭用のごみ袋をずっといろいろな意見を入れて改善してきているにもかかわらず、そういう形であるのならば、家庭用のごみ袋と同じようにならなかったのか、そのへん、お尋ねをきちっとしておきたいと思います。

環境対策
課長

まず、事業系ごみ袋につきましては、委員がおっしゃいますように平袋型を採用しているところであります。家庭の指定ごみ袋、あるいは資源物回収袋は基本的にお家の中のごみ箱に設置しやすいようにマチがついた手提げ型の袋、この委員会でもいろいろ議論をしていただく中で採用をしていただいたところがございます。しかし、事業系の場合、いろんな職種がありまして、その職種によりまして発生する廃棄物もさまざまでございますので、口の大きい、入れやすいように、口の大きい平袋型を採用したところがございます。

里川委員

ところがですね、その口の大きい平袋とおっしゃっているんですが、事業者さんのほうから弱いとか、結んで運ぶ時にどうしても弱いとか、そういうふうな意見があるということなんですが。担当のほうでは、その点について、

家庭用のごみ袋と事業系のごみ袋と両方をもっておられる方というのは町内に何軒もあると思うんですけども、何か、他の議員がおっしゃっていたようなご意見というのは、事業系のごみ袋のほうで、担当のほうはお聞きになってないんですか。

環境対策課長 直接、町のほうに、ごみ袋の強度についてご意見をちょうだいしたことはありません。町のほうにご意見をいただいているのは、もう少し大きい袋を用意できないのかというご意見はいただいておりますけれども、袋の強度につきましては、直接、町のほうにいただいております。その強度ですけれども、厚みが当町は0.04mmの袋を採用しております。これは、家庭系の45リットル相当袋と同じ厚みであります。そういったことで、強度につきましては、町としてはそれほど弱いというような認識してありません。

里川委員 有料になりましたし、手数料も以前より上がっているわけなんで、事業者さんにも各家庭と同じように分別をしていただいて、ごみを出すのを減らそうということで、減らさなければ手数料がかかると、減らせば手数料も少なく済むと、という意味を徹底していただくというのはもちろんなんですけれども。でもそうやって有料にした以上、ごみ袋制にした以上、袋についての要望があれば、やはり家庭系のごみと同じように改善するという方向はきちっと持っておいてほしいなというふうに思います。

ちなみに、家庭系の不燃ごみ袋の強度というか厚みはどのような状況になってますか。あの袋は結構重たい物も入れますし、口も入れやすいですし、割合。あれはどんな強度ですか。

環境対策課長 不燃ごみの45リットル相当袋につきましても厚みは0.04mmであります。ただ、可燃ごみと不燃ごみにつきましてはポリエチレンの種類が違いまして、不燃ごみにつきましては尖った物に強いように低密度のポリエチレンを採用しております。可燃ごみにつきましては高密度のポリエチレンということで、触った感じは若干違いますので、厚みも違うのかなと感じますけれども、厚みについては、不燃も可燃も同じであります。

里川委員 事業系のごみ袋については、そのポリエチレンの状況はどうなっているんでしょうか。家庭系のごみ袋と同じような形になっているんですか。

環境対策課長 事業系、いろいろな職種がございますので、中には尖ったものも入れられう可能性がありますので、裂けにくい、家庭系で言いますと、不燃ごみと同じ素材、低密度のポリエチレンを採用しております。

里川委員 わかりました。だいたいイメージができてきました。他の議員さんからそういう申し入れがあつて、私も事業用ごみ袋を自分の手で持ってみていなかったものですから、事業と関わりがないものですから。ただ、他の議員さんから出ていたということではちょっと気になっていますので、ですから、また事業者さんからいろんな要望が出てきた場合は改善できるものは、家庭系のように改善していただきたいということをお願いをしておきます。

委員長 ほかにございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっとひとつ聞きたいんですけれども、事業所のごみの減量化と資源化って書いているんですけれども、資源化というのは、事業所も分別していただくようにするのか、それとも、事業所によったら、持ってくる物が生ごみやったら、生ごみ分けてきているのか、ちょっとそのへんがわからないのと。事業所、ごみ袋を買っていただいているんですけれども、持ってこられたら、どこの事業所が何トン出ているのかというごみの量というのはわかるんですか。ちょっとそのへんお願いします。

環境対策課長 まず、事業系ごみの資源化でありますけども、今までは事業所、あまりごみというものに意識がなく、古紙として再生できる物もごみとして処理をされておりました。この指定袋制導入に際しまして、そういった資源としてまわせるものにつきましては、分別をしていただいて、古紙については直接、古紙回収業者に引き渡していただきたいというお願いをしているところで、この「ごみの減量化と資源化」という言葉を使っているところであります。また、事業所の重量でありますけれども、自社搬入されている場合につき

ましては、当町のほうでどれくらい持ってきておられるのかという数量は、毎回計量しておりますので、把握をしております。

宮崎委員 古紙のほうは分かったんですけども、生ごみのほう、斑鳩町のほうも伊賀上野ですか、あこと組んで、堆肥化されておられますけれども、その生ごみは斑鳩町は実際は持っていったいないんですか、燃やしているんですか。

環境対策課長 現在、生ごみの堆肥化につきましては、学校給食の調理残渣とあとモデル自治会6自治会とモデル世帯、昨日現在で503世帯の方にご協力いただいています。その分につきましては、三重県伊賀市の処理業者のほうに搬入をいたしまして、堆肥化しておりますけれども、それ以外につきましては、現在、焼却処理をしているという状況でございます。

委員長 他にございませんか。 吉野委員。

吉野委員 一昨日ですね、社会福祉協議会さんから、私たちの地区の住民懇談会がありまして、そのときに、住民さんから、たくさんいろいろ意見というか、文句というか、考え方等が出てきまして、そのうち、この厚生常任委員会に係る、全部いえば関係することになるんですけども、選んで、専ら後ろのほうでメモをとっておきまして、それをちょっと聞かさせてもらいます。今の木くず・草類のごみの出し方・分け方の件なんですけれども、住民さんからは、今までは落ち葉とか家の前の道路の雑草とか、会所にたまっちょとした草類なんかは、可燃ごみの袋に入れて出していたと。それをわざわざ、今度は有料のまた金を出して袋を購入して出さなければならないのかと。これ、可燃ごみの袋に毎日じゃないけれども、少量しか入らないような家庭が、私は多いと思うんですよ。このへん、ひとつですね。

それから、炉を傷めるというけれども、家庭からの少量のごみで炉を傷めることになるのかどうか。このページの中に書いてありますよね、焼却炉施設と埋立地の延命のためにとか、本当に炉を傷めるのか。こういうあれですね。

それから、週に2回収集と言っているけれども、その間、家でためておく

のか、別の袋に入れてね、そういう問題。週2回の収集で車を走らせるわけですけれども、その費用と費用対効果はどうなっているのかと。

それから、いいですかね、まだ途中ですけれど。例えば植木屋さん。

委員長 ちょっと何点か言うて、それで答弁してもらって、あと。それと、今回、これ、継続審査の案件ですので、その中での質疑でお願いしたいと思います。次の答弁してもらって、また質疑で。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長 まず、木くずの少量の場合の排出の仕方であります。以前のこの委員会でもご答弁申し上げましたけれども、少量の場合は、今までどおり可燃ごみの袋に入れていただいて排出していただくことも可能であります。

次に、炉を傷めるのかというご質問でありますけれども、当然、焼却をしますとそれだけ炉のほうはそれだけだんだん寿命が短くなってきます。燃やさないことに越したことはないんですけれども、火を入れますと、炉を傷める要因になる、量に関係なく、火をつけると炉は傷むんじゃないかと考えております。

あと、週2回の収集というのは何ごみを指されているのか分からないんですけれども、もう一度、そのへんだけお聞かせいただけますか。

吉野委員 「ごみの出し方・分け方」という冊子の5ページの、すみません、月2回となっていますね。この件です。

環境対策
課長 委員は「ごみの出し方・分け方」を見ておられ、5ページということでもありますので、木くず・草類であります。木くず・草類につきましては、月2回の収集であります。で、一度に大量に発生する場合は、一応、基本は処理施設に持ち込んでいただく、それ以外につきましては、約2週間各自で保管をいただきたいということでもあります。

吉野委員 今、議会で、私たちはそうして、委員が質問したりして分かっていますけれども、住民さんはほとんどわかっていないという状況なんですよ。やっぱり、これ、我々が分かって、理事者側が分かっている、結局、住民さんが

分かっていなかったら、昨日のような質問がたくさん出てきて、私はわかっているけれどもね、なるほど、住民さんの理解度というのはこんなものなんだろうかと、私は発言するほうでなく、ただ聞くほうだったものですから。

それから、次に言ってよろしいですか。植木屋さんに頼んで、たくさん枝葉が出たと、ある家庭で。その場合、今までやったら植木屋さんが全部持って帰って、植木屋さんがおそらく処分したわけでしょう。今度それが、何袋かに分けて、袋に入れて出したら、植木屋さんの料金プラスその捨てる料金に加算されることになるのかという、当然そういうことになるんじゃないのかなと私は思ったんですけれども、そういう不満というか、意見も出ました。そうして、最終的に出たのは、この木くず・草類の問題、これ、誰が決めたんやと。私、全くね、住民はこういう問題は、住民集会、あちこちで聞くべきではなかったのか。なるほどなど私思っています。そのへんはどうだったんでしょうか。

町 長

当然、地域でそういう社会福祉協議会が住民懇談会した中で、吉野議員さんは議員としての立場で住民にそういう関係は言ってやらんと、私はしますけれども、他は知りませんというわけにはいきませんし。やっぱりそういうことは一番大事なことでございますから。

だからそういう木くずとか、そういう問題については植木屋さんが、仮に剪定したやつ全部持って帰りますという条件がはいっているのか。ただ、問題はですね、シルバー人材がされて、町へ持ってこられる。住民、われわれにしたらですね、皆さん方にこういう分別をしている中で、ごみを少なくしてくれと言っているのに、なんで町長、シルバー人材やったら全部草をあるいは木くずを、あるいはそういうものを町でするんだということが必ず出ますよ。事業系のごみもそうなんです。皆さん方一生懸命やっておられるんです。やっぱりそこを十分理解していかなかったら、ごみの問題というのは必ず潰れていくんです。

私は議会の皆様のご協力です、ここまできてますけれども、やっぱり現状はいろんな問題があるんです。その問題をしていこうと思ったら、やっぱり守っていかなかったら。私はやっぱり担当課、あるいは町が、毅然たる態度を持って、住民にお願いしているから、住民の方々は守っているんだと

思います。そのためにも、これからごみ問題は永久な問題ですから、やっぱり今おっしゃったように焼却炉の問題にしたって、傷むとか傷まないとかいうよりも、やっぱり、メンテをして地元の方に納得いただいて、出す人はごみ焼却場を何とも思わないんです。

だからそういうことを思っていたらごみを少なくするとか、そういうことを理解していただくということをやっぱりその場で言うていただくことが、一番、説明していただくことが一番大事なんです。住民が知らないとかではなく、知っていただくには、そういう説得力を持っていただいて、ごみの減量というのはそういうことをしていかなかったら、もう24年で、30年でひとつの焼却場がございますから、必ずまた10年撤去を含んでの3度目の交渉に入るわけですけども。もうおそらく今年の暮れ、来年度ぐらいからですね、地元へ行くと。そしたら皆さん方おっしゃるようになりますね、なんでこんなにえろう補償あるのぞと、おかしいやないかと、こうなるけども。しかし、われわれとしては焼却をしていただかなかつたらどないもしようがない。その中で、私は25年ぐらいまでには、せめて生ごみを30%ぐらいは減量していこうということで、今皆さん方にモデル地区をつくっていただいて、私も並松の自治会の民様方の協力をいただいてですね、やっているということもご理解いただいてですね。

やっぱり吉野議員さんおっしゃるように、何でもかんでもごみを出したら全部持っていってもらえるというのじゃなしに、やっぱりできるだけ少なくしていこうと、私はいつも言うようにごみ袋45リッター45円というのは、何も別に週2回収集する中でも、それを1回にするか、あるいは2週の中で4回のやつを1回にするか、やっぱり努力をしていただいて、ごみ袋をできるだけ買わない、そういうこともひとつ考えていただいて、ごみの減量を努めていただきたいと思っております。

吉野委員 当然、その場に私もおりましたので、私もできる限りいたしました。しかし、実際文書になったものを住民さんがちゃんと理解するというのは、ものすごく時間がかかるんですよ。そのへんもちゃんとわかった上で行政も進めなきゃいけないし、われわれ議員としても説明していかなきゃならないと、説明責任があると、それは私も思っております。ごみの問題がもうひとつは、

ごみの出し方が複雑で困る。これはね、今ごろこう言われても私ら困るんですけども、例えば高齢者のところへヘルパーさんが来てごみを出しますと、その場合、社協で来られているヘルパーさんはすべて斑鳩町の人ではなくて、三郷から来たり平群から来たり、あちらこちらから来る人がそういう仕事をされるわけです。ところが、ヘルパーさん自体がわからないと、こういう質問が出たんです。それは私としては答えようがなく、それはヘルパーさん一生懸命勉強してやってくださいよと、そういうような回答しか出なかったんですけどもね。

それからもうひとつ、一番根本に、その他にもたくさんいろんな問題が出てきました。ほとんど全員が高齢者だったんですよ、一昨日集まったのは。医療とか保険とか税金類が高くて暮らしにくくて困るという、こういう不満がありまして。そういうことを言われても私も困るんですけども。いわゆる社協、地域包括支援センターというのは。

委員長 あと「その他」というところもありますので。

吉野委員 その他で言います。

委員長 今回は環境保全の継続審査ということでしてしますので。
他に。

(な し)

委員長 他にご意見もないようですので、以上で、継続審査については終わらせていただきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 健康づくりに関するアンケート調査結果について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策
課長 健康づくりに関するアンケート調査結果について、ご報告させていただきます。保健センターでの各種保健事業は「健康いかるが21計画」にもとづ

いて実施しておりますが、この計画は健やかで心豊かに生活できる活力ある斑鳩町にするために、壮年期死亡の減少、健康寿命の延長及び生活の質の向上を実現することを目的として、「食べる」「動く」「たばこ」「健康管理」の4つの分野において平成15年度から取り組んでいるところであります。

今回のアンケート調査は、「健康いかるが21計画」が今年度、最終評価の年度となっており、この計画の見直しを行うにあたり、住民の生活習慣を把握し、その後の健康づくりの推進に反映させるため実施いたしました。

なお、国・県において2年延長して、最終年度を平成24年度としたことから、「健康いかるが21計画」におきましても同様に2年延長して、最終年度を平成24年度と考えております。

それでは資料2をご覧ください。調査対象ですけれども、町立小学校の2・4・6年生とその保護者及び、町立中学校の1～3年生とその保護者、また一般成人として、生き生きプラザ斑鳩の来館者及び5月30日に実施いたしました環境イベントの参加者に行いました。回収状況では、小・中学生については学校の先生方の協力を得、学校において実施いたしましたので、小学生は97.4%、中学生は97.9%の回収率となっております。また、小・中学校の保護者につきましては、生徒を通じてアンケート用紙を配布し、後日、学校を通じて回収いたしました。回収数は1,509人となっております。また、一般成人としては、生き生きプラザ斑鳩の来館者及び環境イベントの参加者、1,101人に行いました。

2ページであります。回答者は、小学生707人、中学生751人で、男女割合では、小・中学生とも約50%の割合となっております。成人では、2,610人の方に回答をいただいております。男性34%で888人、女性66%で1,722人となっております。

続きまして、3ページの調査結果でございます。最初に、小・中学校のアンケート結果を報告させていただきます。

まず、①学校に行く日の朝ごはんは食べているかどうかでは、「毎日、食べている」と答えた割合は、小学生で91.7%、中学生で87.6%となっており、小・中学生とも約90%の人が朝ごはんを、毎日、食べていました。②朝食を食べない理由では、先ほどの質問で、朝ごはんを「食べる日のほうが多い」「食べない日のほうが多い」「ほとんど食べない」と答えた、

小学生49人・中学生91人の回答となっています。小学生・中学生ともに、「朝、起きるのが遅いので食べる時間がない」という理由が一番多く、次に多いのが「食欲がない（食べようという気持ちにならない）」で、この2つの理由を合わせると約80%を占めています。また、「朝ごはんが用意されていない」という理由が、小学生では2.0%、中学生では8.8%ありました。寝坊により食事時間がとれない、夜型の生活パターンにより朝に空腹感や食欲がない等が、朝食の欠食につながっているのではないかと考えております。③今朝、朝食を食べた人は食べたものを、食べなかった人は朝食を食べる時によく食べるものを、A～E群から選んでもらう質問であります。小学生では、A群のごはんや食パン、C群の牛乳、B群の卵焼きが多く、中学生でも小学生同様、A群のごはんや食パン、C群の牛乳、B群の卵焼きが多くなっています。小・中学生ともに、ごはんや食パンや調理パンの主食は食べている傾向がみられます。

続きまして、4ページでございますが、平日の就寝時間では、小学生では約80%が10時以前に、中学生では約70%が11時以降の就寝となっており、学年があがると遅くなる傾向がみられます。

続きまして、5ページの⑧学校にいる間に、「だるい」「やる気がおこらない」「勉強に集中できない」「頭がぼーっとする」など感じることもあるかないかでは、「よくある」「ほとんど毎日ある」と答えた割合は小学生では9.8%ですが、中学生は27.8%あり、中学生になると小学生の約3倍になっています。朝食を食べていない人のほうが、このように感じる人が高い傾向がみられます。このようなことから、朝食を毎日食べている人の割合は約90%を占めていますが、中学生では、小学生より4.1ポイント少なくなっており、学年が上がると食べない人の割合が増えている傾向があります。朝食抜きの食生活は脳のエネルギー源である、ぶどう糖が不足するため集中力がなくなったり、朝から活動的に過ごすための体温の維持にも支障をきたします。そこで、1日を元気で活動的に過ごすためには、朝食をとることは大切となってきますので、朝食の必要性を伝えていかなければならないと考えております。

続きまして6ページの、中学生に対する質問でございますが、⑩家族の中でたばこを吸う人はいるかどうかでは、約60%の人は、家族のだれかが吸

っており、そのなかでは、父親が多く、次に母親となっております。

①今までにたばこを一口でも吸ったことがあるかどうかでは、学年別にみますと、1年生が少なく1.5%で、2・3年生では約9%と増えており、計48人が一口でも吸ったことがあるということでありました。また、男女別割合をみますと、男子の方が女子よりも多く8.2%となっております。

②初めてたばこを吸ったのはいつ頃かという質問では、今までにたばこを一口でも吸ったことがあると答えた48人の回答となりますが、約半数の人が、小学生の間に一口でも吸っていました。

つづきまして7ページの⑬初めてたばこを吸った時のきっかけでは、約40%の人が、「一度吸ってみたいと思っただけ」で、次に多いのは「友だちに勧められて」という理由でした。興味本位で吸ったり、身近な人の勧めによるものが多い状況であります

続きまして、8ページの⑰たばこをどこから手に入れるか(手に入れたか)では、「自分の家」や「友だち」など身近なところから手に入れる割合が高く、たばこを吸う場所も「自分の家」が一番多いことから、たばこが身近に手に触れないよう、大人も注意する必要があります。未成年者のたばこは、大人が喫煙している場面を目にすることで、喫煙への興味が湧き、喫煙を助長することにもつながると考えられます。成長過程にある未成年からの喫煙は発育・発達に害を及ぼし、また、子どもは大人よりもニコチン依存になりやすいため、興味半分での喫煙が習慣化する例もみられます。現在、保健センターでは、小学6年生を対象に、たばこの健康教育を実施しておりますが、関係機関とも連携をとりながら、小学生からのたばこの健康教育を充実させていかなければならないと考えております。

次に、12ページをご覧ください。成人のアンケート結果でございます。
②アンケートの回答者の身長・体重から算出したBMI（成人の肥満度を判定する基準）分類では、BMIが18.5未満をやせ、18.5以上25未満を標準、25以上を肥満とする分類となっております。肥満の割合が、男性は25.9%と女性より多く、女性は「やせ」の割合が男性より多くなっています。肥満は、高血圧、脂質異常症、心臓病、糖尿病など生活習慣病のリスクが高くなるため、自分の適正体重を認識し、自分で体重を管理することは手軽にできる健康管理のひとつとして大切であると考えております。

続きまして13ページの⑤食事をうす味にしているかどうかでは、うす味にしている人の割合を年齢別、男女別で見ると、どの年代も女性に比べ男性の方がうす味にしている人の割合が低く、男性では22.1%、女性では27.9%となっております。

また、男女ともに40歳未満・40歳代の割合が低くなっています。斑鳩町では、がんについて、脳血管疾患や心疾患の死亡割合が多いことから、これらを引き起こす塩分の取りすぎは、血管への負担が大きくなるので、減塩に対する意識づけは重要であると考えております。

⑥ゆっくり、よくかんで食べるかどうかでは、よくかんで食べる人の割合は、男性で64.6%、女性で76.3%となっております。女性の割合はどの年代も高いですが、男性は40歳未満・40歳代の割合が低くなっています。

続きまして14ページをご覧ください。⑦1日にどの程度歩いているかどうかでは、1時間以上2時間未満、2時間以上3時間未満、3時間以上を合わせた、1時間以上歩いている人の割合は男性では47.8%、女性では43.8%となっております。

続きましてその下の⑧健康のために意識的に体を動かすことを、どの程度しているかどうかでは、週に3回以上、週に1～2回しているをあわせて、週1回以上している人の割合は、男性では46.6%、女性では39.3%となっております。年齢別、男女別にみると、男女とも60歳代、70歳代に割合が増えますが、40歳未満、40・50歳代の働きざかりの年代は低い状況であります。仕事などにより時間的に余裕がなく、体を動かす機会がないのではないかと考えます。

⑨運動不足だと思うかどうかでは、思うと答えた人の割合は男性58.78%、女性70.0%となっており、若い年代において運動不足と感じる人の割合は高くなっております。1日の歩く時間や健康のために意識的に体を動かすことなどをみても、交通手段の発達や家事や仕事の自動化等により、日常生活の中で歩行や体を動かす機会は減少しています。そのため、肥満や生活習慣病といわれる循環器疾患や糖尿病が増えることとなります。

続きまして15ページの⑩たばこを吸うかどうかでは、毎日吸っている人の割合は男性32.7%、女性10.2%となっております。男性は働き盛り

の年代の割合が高く、60・70歳代での割合は低くなっています。女性も年齢があがるにつれ割合は低くなりますが、40歳未満の割合が高い状況があります。たばこは、たばこの先から出る副流煙に、多数の有害物質が含まれており、その煙を吸うことによる健康影響は大きいことや、肺がんや循環器疾患の発生のリスクにも関係することから、たばこを吸う人を減らしていかなければならないと考えております。

⑫日常生活で悩みやストレスがあるかどうかでは、男女ともにストレスがあると答えた人の割合は約30%で、60歳以上になるとその割合が減少しています。

続きまして16ページの⑬悩みやストレスを感じた時には、どのように対応しているかどうかでは、「だれかに相談する」割合は女性には高くみられましたが、男性は「気分転換を図る」が高くみられています。男性のほうが女性より、悩んだときには、だれかに話をするのは少なく、独りで抱え込む傾向があるのではないかと考えます。

⑭の1日の睡眠時間はどの程度という質問では、健康的な睡眠時間は7時間程度といわれており、男女とも6時間以下が半数以上の割合を占めています。最近ではライフスタイルの変化などから生活習慣が夜型になっており、睡眠時間が減少傾向にあります。また、最近の調査では、睡眠不足や不眠等から生活習慣病のリスクが高まることも言われていることから、健康を維持するうえで効果的な睡眠について考えていく必要があるのではないかと考えます。

続きまして17ページの⑱をご覧ください。がん検診の受診率ですが、男性では、どの検診におきましても、40歳までの受診率は低く、年齢とともに高くなっています。次ページの、18ページの女性の受診率につきましても、同じ傾向がうかがえます。

18ページの⑳がん検診を受けていない理由では、男性では「検診の受け方がわからない」が、女性では「受ける必要性を感じないから」が多くみられました。また、「たまたま受けていない」という理由は男女ともに多くみられました。今後も、引き続き検診の受診方法や必要性を理解していただき、定期的に検診を受けていただけるよう啓発し、受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

今回のアンケート調査から、食習慣や運動習慣や喫煙などの生活習慣で、若い世代の健康意識の低さが伺えます。この時期は、仕事や子育てなどで多忙になり生活が不規則になったり、精神的・肉体的にも無理をしてストレスを高めやすい時期でもあることから、健康についての知識はあるものの、健康的な生活習慣を送れない状況があることがわかりました。

しかし、生活習慣病の発症には、食生活や運動や喫煙などの生活習慣が大きく関係していることから、この時期から生活習慣を見直し、健康を意識することが重要であると考えております。

また、親の生活習慣は子どもたちに直接、反映されていることから、親と子を合わせた家族単位で健康について考える機会をもつことが必要であると考えております。

今後、保健センターとしては、親子の関わりの強い、保育所・幼稚園・小学校・中学校などの集団の場から、親子で健康づくりに取り組む体制づくりをすることが、世代をこえての健康づくりへと広がっていくと考えます。そのためには、PTAや学校などの関係機関と連携をとることが重要と考えております。

以上で、健康づくりに関するアンケート調査結果についてを終わらせていただきます。なお、この計画の見直しにつきましては、斑鳩町健康づくり推進会議でご審議をいただき、ご意見を賜り進めてまいりたいと考えております。以上で、報告を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員

里川委員 1点だけ確認させていただけたらと思いますが、このアンケートで検診のことも書かれています。実は、先日、土曜日に生き生きプラザのほうへ、私もクーポンを今年いただきましたので、検診に行かさせていただきました。そうしますと、クーポンが来たからおっしゃって来られている方が結構いらっしゃって、乳がんの検診、マンモもはじめてやねん、まだ受けたことがないねんという方が来てくれてはったんですね。ええことやなと思ったんですが、やっぱりクーポンを発行したことでは効果が上がっているというふう

に担当では見られているのか。それとやっぱり、受診率を上げるのに、土曜日やのに出てきていただいて、やっていただくのご苦勞様なんですけれども、やっぱり土曜日の受診率てのはよろしいですか。今後の受診率を上げていくための効果としてどうなのかということもありますので、おたずねをしておきたいなというふうに思います。

里川委員　　まずクーポンを利用した場合の受診率はどうかということでございます。昨年度の状況であります、昨年9月から子宮がん・乳がんのクーポンを送付させていただいて、半年間実施をさせていただきました。その結果といたしましては、やはり受診率につきましては、非常に効果があったということで、例年より受診率は上がっております。子宮がん検診におきましては、平成20年度では34.3%の受診率であったのが、21年度では40.8%ということになっております。乳がん検診におきましては、平成20年度では34.1%であったのが、平成21年度37.5%ということになっております。

それと、先日、土曜日に9月11日午後から、乳がん・子宮がんのセット検診を実施させていただいております。やはり、平日では来にくいという方のことも考えて、何回か土曜日に実施をするということで、土曜日に実施をさせていただいております。それと、やはり、セット検診は、がん検診を単独で行う場合と、ひとつだけの検診よりも、セット検診に来られる方は多いです。以上です。

里川委員　　土曜日にも検診をこうやってやっていただくというのは、職員さんには非常に、本来休みやのに、出てきていただくというのは申し訳ないと思いながらも、利用が、割合、受診していただく率が上がるのであれば、他の検診につきましても、この間は、私、乳がん・子宮がんのセット検診でしたけれども、他の検診についても、十分に検討していただきまして、より受けていただける検診という形で、またがんばってやっていただけたらと思います。担当におかれましては、非常に努力していただいていることについては評価はさせていただいております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2) 新型インフルエンザについて、理事者の報告を求めます。
西梶健康対策課長。

健康対策 新型インフルエンザについてご報告させていただきます。

課長 世界保健機関(WHO)は、8月10日に新型インフルエンザの世界的大流行の終息宣言をしましたが、厚生労働大臣は、新型インフルエンザについて、WHOが若年者を含め重篤化する可能性を警告していることやワクチン接種を強く推奨していること等を踏まえ、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと等を目的として、すべての国民に対して、新型インフルエンザワクチン接種を引き続き実施することとしております。

今年度は、ワクチン供給量は十分であると見込まれることから、優先的に接種する対象者については定めないこととしております。

また、今年は、新型と季節性の3つの株が混合された3価ワクチンが製造・供給され、10月以降に始まるインフルエンザワクチンの接種において、新型と季節性を混合したワクチンの接種を実施する方針であります。

また、予防接種法にもとづく季節性インフルエンザワクチン接種(二類定期接種)の実施主体である市町村が、接種費用の設定や受託医療機関の確保を行うこととなっておりますが、接種費用につきましては、現在、調整中であります。

国は、今回の新型インフルエンザ及び今後これと同等の新たな「病原性の高くない新型インフルエンザ」が発生した場合に対応するため、予防接種法の改正をすることとしております。また、今回の新型インフルエンザが、今後季節性と異なる大きな流行等の特別な事情が生じない場合は、今年度末を目途に、通常季節性インフルエンザ対策に移行していくこととしております。なお、国は、低所得者に対する費用助成措置については、今年度も引き続き実施することとしておりますので、詳細が明らかになれば、必要な措置を講じてまいりたいと考えておりますのでよろしくごお願い申し上げます。

今後国の動向等に注視し、少しでも早く住民の方へ情報等をお知らせしてまいりたいと考えております。以上で、新型インフルエンザワクチン接種についてご報告を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
佐藤福祉課長。

福祉課長 2点ございます。まず1点目は、平成22年度の敬老会の開催日程につきまして、ご報告いたします。今年度は、9月18日(土)、いかるがホール大ホールにおきまして、午前9時より受付を開始し、9時30分より式典、10時10分から12時20分まで演芸という日程でございます。演芸につきましては、前年度までは「劇団 侍」でございましたが、今年度につきましては、大和高田の弁天座から、全国を回っている小林劇団でございます。

次に2点目の報告をさせていただきます。社会福祉協議会の職員募集についてでございます。社会福祉協議会では、一般事務職、若干名と、主任介護支援専門員、主任ケアマネですが、若干名を募集されます。一次試験は、10月19日(火)に実施し、そのあと、二次試験を行い、採用は平成23年1月1日の予定でございます。以上簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

委員長 これに対して特に意見ございませんか。 里川委員。

里川委員 社協の職員さんの件なんですけどね、地域包括支援センターに関わる職員さんが1名、9月いっぱいでお辞めになるというふうに、私は聞いております。そして採用のほうは23年1月1日、ということは10・11・12、3ヶ月間、その人がいないわけですよ。でも町は、地域包括支援センター

という介護保険の事業の中の、町が責任をもってやらなければならない、先日、決算でも申し上げました、他の市町村では直営でやっておられるところが多い中、斑鳩町は社協へ委託してありますが、で、委託料を払っているんですが、その職員さんが減となって、3ヶ月間ですね支障をきたさないのかどうかという問題について、私はたいへん心配をしております。元々、地域包括の役割というのは、介護保険制度の方向から言っても、重要な役割を担うポジションやとずっと言いつづけてきましたが、そこがそうなることについて、ちょっと今心配をしておりますけれども、それについては、どういうふうに対処しようというふうにご考えておられるのか、お聞きしておきたいと思っております。

町長 　　にわかなことをごさいますね。9月30日をもって地域包括支援センターの職員が辞めるということですから。今すぐ採用ということであっても、そんだけすぐいくようなことではありませんから、やっぱりその間が、なんとか努力をしながら、皆さん、少々は迷惑をかけることになるかもわかりませんが、社協の職員あるいは皆さん方が力を合わせて、地域包括支援センター、来年1月に採用されるまで、何とか努力をしてがんばってもらいたいと気持ちでおりますので。とにかく突然のことですから、やっぱり、その職員についても、もう少し期限を待ってもらわんと、責任をもってもらわれないかということには言いましたけれども、9月30日付けの退職願ですから、それはやむなく受理をしなければいけないということですから。あとの関係は、里川委員のご指摘のように、非常に迷惑をかける点もございましょうけれども、やはり、その点は皆でカバーして、努力でがんばってまいりたいと思っております。

里川委員 　　私、決算委員会でも指摘しましたけれどもね。域包括支援センターが重要な役割を担っているにもかかわらず、委託しているからなのかどうかわかりませんが、情報が議会のほうに全く提出をされない。当委員会のほうにも提出をされておられません、内容が。だから余計に心配なんです。どういう業務をやっている、何人ぐらいの、どういう方にどういう業務をやっているか、今までひとつも議会に報告されたことがないんですね。前にも報告し

てほしいということを行ったけれども、そのあとも報告をしないといった状況があります。その地域包括が、センター長のような方が去年退職をされて、そのあと心配しておって、ごたごたなあって、こちらも議会もいろいろ言ってきたにもかかわらず、今またこんなことになっているということの中では、やっぱり私は厳しく指摘をしておきたいと思います。できましたら、どの機会を捉えてでも結構ですが、委員会に対しまして、地域包括支援センターの利用状況ですね、そういうものを示していただいて、今3ヶ月、人員がない状況の中で、どういうふうな職員体制で、この3ヶ月を乗り切るのか。こういうところについて、どのタイミングでも結構ですが、私たち委員にはお知らせをしていただきたいということを、委員長にもお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 この利用状況については。 西本住民生活部長。

住民生活
部長 この地域包括支援センター事業、地域包括支援センター運営協議会のほうで、報告がございますので、そういった内容につきましては、次回、11月の事前の委員会でもご報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。また以後、この地域包括支援センターの運営状況につきまして報告が出てきたら、来年度はもう少し早い時期に報告をしていくようにしてまいりたいと、このように思いますので、よろしくお願ひいたします。

里川委員 地域包括支援センターというのは、運営協議会をもっている事業なんですよ。介護保険も運営協議会があります。以前は、議会からも出ていたんですが、今はそういったところに議会から出ないということになってまして、そういう資料が議会のほうは全く手に入っていない状態です。それはやはり議会のほうに示していただかないと、本来、町が直営とする事業なのに、委託をしているということでは、きちっと見ておくとあかんと思っておりますので。職員も増やせと、私は言ってきたなかで、これ減るわけですからね、本当に心配しています。ですから、そのへんについてはきちっと対応していただけてますよう、利用者の皆さんに迷惑がかからないようにしようと思つたら、またおる職員さんにまた負担がかかるわけですよ。ここは、臨時

職員さんみたいな考え方はないのかどうか、それも確認させていただきたい。

町 長 当然、臨時職員もやっぱり配置をしていかなければいけないと。こういう関係等については、そういう社会福祉士、あるいはヘルパー、あるいは看護師等、すぐ対応できればいいですけれども、やっぱり今現状を考えたら、やっぱりだこなんです。そういう金額的にどうかということもありますから。やっぱり、そういうことも考える中で、臨時職員も十分検討していかなかったら、今、委員がご指摘のとおり 9 月 3 0 日で辞めますから。その間等については、努力をして、臨時職員を採用していきたいと思っております。

委員長 他にないですか。

(な し)

委員長 それでは、次に各課報告事項。 面巻国保医療課長。

国保医療 国保医療課から 2 点ご報告をさせていただきます。

課長 はじめに、「奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者」につきまして、ご報告を申し上げます。奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員として、ご就任されておりました島田前安堵町長が 8 月 3 日付けで退職されたことに伴い実施される広域連合議会の議員選挙(町村長の区分)にあたりまして、小城町長が県町村会から候補者として推薦されましたことをご報告申し上げます。なお、候補者の届出の受付期間は明日、9 月 1 5 日(水)午前 9 時から同月 1 6 日(木)午後 5 時までとなっており、候補者数が選挙すべき議員の数(1 名)を超えなければ、投票は行われず、選挙会において、当選人が決定されることとなっております。

続きまして、「コンビニ収納・ペイジー収納検討会議の設置」につきましてご報告をさせていただきます。インターネットをはじめとする情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、地方公共団体においても、行政サービスの高度化や効率的な行政運営を実現するために、情報化施策を総合的に推進していく

ことが求められております。

現在、税金・水道料金等を支払う場合には、口座振替などの一部のケースを除くと、納入義務者の方が金融機関か町の窓口に出向いて現金で支払う必要があることから、どうしても時間的・場所的な制約を受けることとなっています。しかしながら、近年においては、時間的・場所的な制限を軽減するために、コンビニエンスストアでの支払やインターネットバンキングを利用した支払い、いわゆるコンビニ収納・ペイジー収納の利用が、民間サービス事業者を中心に急速に普及しており、地方公共団体においても、利用可能な団体がでてきているところでございます。

このことから、本町におきましても、住民サービスの向上に向け、効果的な収納方法の導入を検討するため、去る9月3日に、税務課、国保医療課、上水道課、会計室のメンバーによる第1回目のコンビニ収納・ペイジー収納検討会議を開催したところであります。

今後、関係機関と協議を行うなかで、コンビニ収納・ペイジー収納導入に係る経費、事務事業への影響等について調査・研究を行い、新たな収納方法の導入について検討を行っていく予定であります。

以上で、国保医療課からのご報告とさせていただきます。

委員長 これに対してご意見等はございませんか。 小林委員。

小林委員 役場のほうで検討委員会を立ち上げたということで、この機会にひとつだけ要望させていただきたいんですけれども。平成18年の地方自治法の改正がありましたので、平成19年に僕のほうもクレジットによる公金収納の提案をさせていただきましたけれども、僕のほうでも、その後ちょっと勉強させていただきまして、ちょうど先月に、近畿のコンビニの店長さん、オーナーさん十数名とですね、コンビニ代行収納の実態についての意見交換会を開催させていただきまして、そこで、代行収納による実態を知ることができたということがですね、私にとっては、町側が提案された制度を検証するにあたっては、すごい有意義な意見交換会だったなと思ってるんですけれども。そうなりますと、町のほうも、そういう方々と意見を交換することによって、実態を知ることによってですね、企業との契約内容をより具体的に理

解することもできると思いますし、やっぱり町内のコンビニのオーナーさん、加盟店のオーナーさんは住民さんですので、その住民さんがどれだけのリスクを負わされているかということも理解するうえでは、そういうオーナーさん方々との意見交換会も意味のあることかなと思いますので。是非、どうなるかわかりませんが、将来的にはそういうふうなことも考えていただいて、ちょっと、そういう方々との意見交換会を設けていただきたいと思いますので、せっかくですので、この場をお借りして、ちょっと要望だけさせていただきます。以上です。

委員長 ほかにございませんか

 (な し)

委員長 他に理事者のほうから報告することはございませんか。 小城町長。

町 長 直接担当ではないんですけども、J R法隆寺駅の駅前交番の関係等につきましてだけ報告だけしておきます。9月末で設計が終わりまして、11月に建築工事に着手されるということでございます。今まで警察の交番所の敷地は無料で貸しておったわけなんですけれども、できるだけ県のところでもなんぼかいただけないかということで、だいたい年間で75万円ぐらいでということで話はできております。だいたい11月から工事着手にかかりますと、残りの12・1・2・3、4か月分等については応分の割でさせていただくということで、23年の3月末で建築が完成ということで、4月からは駅前交番が出来上がるということでご報告申し上げます。

委員長 暫時休憩します。

 (午前11時57分 休憩)

 (午前11時57分 再開)

委員長 再開します。4. その他について、各委員より質疑等があればお受けしま

す。 吉野委員。

吉野委員 先ほどのごみのところでちょっと申し忘れたことを。「ごみの分け方、出し方」の中ですね、少量の木くず・草類は今までどおり可燃ごみでもいいんだとは、どこに書いてあるんですか。

環境対策課長 ごみの分け方、出し方の冊子には特段そういったことは記載をしておりますが、8月号の町広報紙で啓発をさせていただいております。明日からまた3日間でポスティングをさせていただきます。そういったところにも少量の場合は、今までどおりでということを入れております。

吉野委員 もうひとつ、先日の社協の説明会で、一番最初の質問者の方が「社協ってなんですかとか」「地域包括支援センターってなんですか、どんなことやっているんですか」と、そういうこと自体が住民さん方認識していないという状況があると思うんですよ。今さらこういうこと言っても仕方ないんですけども、そういう状態であるということをもとに頭のなかに入れてもらいたいなど、こないだ来られた方にもね、そういうふうに思いました。何をやっているのかわからないと、どういう団体なのかわからないと、こういう状況は普通一般の住民さんが思っていることではないかなと思っておりますので。

それからもうひとつだけ、例のいきいきの里の入場者の問題ですね、先日そこへ行ったら、入口入ったら金取ると言われてた、そんなこと誰が決めたんだと、私その経緯を説明しまして、囲碁、将棋とかそういう方々が来られてという話もしたんですけども、それやったら、われわれみたいに年に1回か2回松尾さん行って帰ってきて、あそこで皆さん畳の上でお茶飲むの楽しみにしているような人たちはどうなるんやと、せっかくいい場所つくってもらってるのに、そういう人達のためにわれわれはオミットされたのかと、こういう意見をおととい初めて聞きました。われわれ観光ボランティアはよくあそこ今までは利用していたんですけども、やはり料金を取ることになると、観光ボランティアの関係もあって、料金を取るようなところへはやっぱり寄れないなど、使用しなくなって、私もおととい初めて一般の住民さんのお話を聞いたわけです。その後のここの関係で、また今すぐじゃなくて

もいいですけども、どういう状況になっているかということ、もう1回、報告というか聞かせていただけないでしょうか。以上です。

委員長 今日でなくてもいいですか。

吉野委員 いいです。

委員長 一応そういうことで、調査しておいてくださいということですので。他に。 里川委員。

里川委員 以前からね、生き生きプラザのほうのつどいの広場の問題で申し上げてきたんですけども。兄弟がいらっしゃる場合、幼稚園の子が夏休みやから下の子どもさんと一緒に行ったりすると。そんな時にどう対応すんやと、いうことを言ってたと思うんですが、この夏休み中にも、やっぱり上の子が幼稚園児やということで、下の1歳半の子がね、遊ばせてもらおうと思って行ったら、断られたということで、同僚議員の中からそういう意見もいただいております。以前からそういう問題についてどう対応するんですかと、特に幼児の場合ですね、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんが幼児の場合、明らかに小学生とかいったら別ですけどね、幼児の場合の対応っていうのは、ひとりで置いてこれませんから、下の子をそこへ連れて行こうと思ったらね。そういう問題についてやっぱりいろいろと検討せなあかんというふうには思うんですが、今年の夏の状況としてはどうだったでしょうか。現状としてはそういう意見、今年の夏休みにそういうことがあったと、さらに私は聞いているんですけども、どういうふうに対応しておられますか。

福祉課参事 委員もご存知のように、これは3歳未満児と、あとは昨年から月1回土曜日は4歳、5歳児も連れてくることができると。ただ、昨年も申したと思うんですが、同じ部屋でよちよち歩きとか、ハイハイしている0歳、1歳児の子がおります。その中で4歳、5歳児を一緒の部屋に入ると衝突事故とかいうのが出てきたら危険ということはもちろんありますので、月1回の土曜日の開放の時でも部屋を分けて、4歳・5歳児は療育教室の部屋を使ってい

る、あと3歳未満児はこちらの部屋を使うという区別はしております。その中で昨年そういうことになるとかならへんとかということもいわれる中で、昨日の人数で申しますとだいたい1日30組程度、利用がございます。30組というと、半々で子どもさんが15人、大人が15人というような割合でございますが、その中では1人、例えば幼稚園の4歳児の子どもが連れてきたり、6歳児の子ども連れてきたり、それを部屋が少ないから危険じゃないから入れてよという方もおられます。それをいかせてしまったら私も私もと歯止めが利かなくなるというような、指導員といろいろ話した中で、そういうことが出てきます。その中で、今は夏休み5歳児、6歳児連れてこられた方は、外の畳ルームで遊んでいただくということでやっております。そしてもうひとつ、今の第4土曜日、月1回、4歳・5歳児を受け入れておりますが、昨年的人数で申しますと、1日平均、月1回でございますが、多い時で10人、少ない時は2人と、平均にしたら4人というふうな利用人数でございます。以上でございます。

里川委員 4、5歳児の利用の数がどうかというよりも、兄弟関係の問題で、下の子どもを遊ばすのに、普通行ってるんやけども、上の子がたまたま夏休みやから、そしたら上の子が夏休みやったらつどいの広場は休まなあかんということなんですね。町の考え方としては、休めということですね。上の子幼稚園休みだったら、それ連れてこられへんから、そしたらつどいの広場1歳半の子は行ってるの休みなさいということですか、そういうふうに解釈してよろしいんでしょうか。

町長 そういうことを言っていたらですね、今言ってるように、上の子が別の部屋ですということがこれからの大きな問題だということで、そういうこともやっぱり検討しながらやっていかんと、里川委員がおっしゃるようにその子あかんというんやないわけです。私はやっぱりできるだけ月1回でもそういうことをしていただいたんです。しかし数が増えてきたらそういうところに入っていったら1歳から3歳の子に、もし当たった場合でも、こけて頭打ったとかありますからね、別の部屋が可能であるのかないのか、それと世話していただく方がボランティアで来ていただけるのか、いただけない

のか。そこらを十分精査して、今、清水参事が申し上げたようにね、われわれは絶対あかんと言ってるのでなしに、できるだけそういうことはしてやらないかんということの中で、難しさがある中をどうクリアするかということで、今年の夏はそういうことでできなかつたですから、この冬でも、あるいは春休みでもですね、やっぱりいろいろありますから。そういうことでテストケースでやっていけるのか、場所がどういうところを見られるのか、そこらを研究をしなかつたら、清水参事が言うように、そこへ入ってしまったら、その子入れてわしら入れへんのかということになってしまいますから、里川委員のおっしゃるように、われわれとしてはできるだけお母さん、お父さんが生き生きプラザに通っていただけるような環境を、せっかくこうしてつくっていただいたわけですから、できるだけ多くの方がここに来ていただくという環境をつくっていきたい、そのためには安全と安心というのか、なにか起こってけがしたらですね、これは行政側が責任を取っていかなければいけませんから、その点については今しばらくですね、検討させていただきたいということをお願いしたいと思います。

里川委員 町長のお考え分かりました、十分検討してください。断られたら断り方もあってね、気分を悪くして帰りはる場合もあるんですよ。断る時の断り方っていうのもあるやろうし、普段つどいの広場利用してはったらね、こうですよというようなことをわかるような啓発もやっていかなあかんやろうし、上の子どもさんを持ってはるようなお母さん方を視野に入れてね、やっとなあかんと思うんですが。それとひとつ参事がさっき言ってくれはって、答弁もらった中で、3歳未満児という言葉がでたんですけども、先ほどの保育所の件やないんですけども、3歳になってもまだ幼稚園に行かない子っていますでしょ。だからそういう子どもさん達はどうなるんですか。つどいの広場っていうのは3歳未満っていうのは、その解釈としては。

福祉課参事 年齢で3歳未満の方は使えるということですけども。

事

里川委員 3歳、例えば年度の途中で3歳になったからそこから行けないと、幼稚園も行けへんのに、つどいの広場も行かれへんという子どもさんがおるいとい

うことになってしまいますよね。その辺もちょっと十分、3歳未満という言い方について十分検討していただきたいというのが私の要望なんです。

それはそれとして、もう1つちょっと大事なことで、もう時間もありませんので、あと1点お聞きしますが、介護保険のことなんですけれども、今年の4月に末期がん患者に、要介護認定の実施を求めた厚生労働省からの通知っていうのがあるんですね。40歳以上のね、末期がんの方たちの利用というのに関しまして、十分に周知ができていないという状況がある中で、厚労省がこういう通知を出したというになってるんですけどもね、斑鳩町でそういう状況っていうのはどうなってますか。

佐藤課長 町のほうへですね、通常の相談に来られた時にそういうことも含めてお話させていただく形をとっております。

里川委員 ただ、それが介護保険の対象になるということを住民の方がわかっていないという状況があればあかんで、厚労省が通知を出していると思いますのでね。ですから、そういう、いろんな機会をとらえて、こういう制度っていうのは皆さんにわかっていただけるように啓発をしていただきたいということですね。そういうのがなければ、特定疾病だけかと、介護保険ね、40歳以上の方で特定疾病だけかという問題、それしかわからんということやったらあかんでね。こういうことにも対応ができるんやということ、介護保険の話とか、何かを啓発する時にですね、そういうこともあわせて制度が変わったら変わったことをより多くの方にお知らせをするという、そういう体制を取っていただきたいとお願いしておきます。

委員長 他にないですか。 清水福祉課参事。

福祉課参事 先ほど3歳児未満と言ってましたが、0から3歳児までは通常に使えるということで訂正をお願いいたします。

里川委員 0から3歳児やったら、3歳になってから幼稚園に行っている子いますやんか、その幼稚園に行っている子の話も合わせて、だから、そこが問題な

んですよ。幼稚園に行っている3歳の子は夏休みとかオッケーなんですか。4歳、5歳になった年中さん、年長さんの幼稚園児はだめで、年少さんの幼稚園児やったらオッケーという、そういう認識でよろしいんですか。

福祉課参
事

はい、そういう認識で今はやっております。

委員長

それでは、継続審査案件について、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

次に、先進地視察についてでございますが、委員より、バイオマスタウン事業やごみゼロのまちづくりについてなど、視察のご希望をお聞きをしまして、できるだけ委員皆様のご希望に添うような視察先を検討いたしましたところ、お手元に資料を配布させていただいておりますように、視察先を選ばせていただきました。

兵庫県加西市においては、事業系廃棄物の飼料化など、地球温暖化防止と持続可能な循環型社会の構築を目指して、バイオマスタウン事業を推進されており、参考になるのではないかと考えました。

また、徳島県上勝町は、今年7月15日・16日の2日間、当町で開催されました第7回地球環境を考える自治体サミットにおいて、上勝町 笠松町長より「究極のごみゼロ社会を目指して」と題して講演され、ぜひ、実際に上勝町での取り組みを勉強したいと考えたものです。

そのようなことから、今回、視察先として選定をさせていただきました。

視察日については、10月25日(月)から10月26日(火)で、25日朝に斑鳩町を出発しまして、午後から加西市を視察し、視察後、徳島市へ移動しまして宿泊。翌朝、上勝町を視察したいと考えております。

以上が先進地視察計画の概要でございますが、ただ今申し上げましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり、先進地視察を実施することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、先進地視察計画書のとおり、手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願いいたします。その他についても、これをもって終わらせていただきます。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午前12時17分 閉会)